

# 工 事 仕 様 書

工 事 名 称 三原市中央公民館空調換気設備改修工事（機械設備工事）

工 事 場 所 三原市円一町二丁目

工 事 内 容 本工事は、三原市中央公民館の空調換気設備を改修する。

中央公民館  
空気調和設備工事 一式  
自動制御設備工事 一式  
ガス設備工事 一式  
撤去工事 一式  
発生材処理 一式

準 則 本設計書、仕様書による他は公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）最新版に基づき施工する。

疑 義 変 更 本設計図書は、設計の大要を示すものであり詳細部等について技術的必要事項は、明記なくとも完全に施工すること。  
施工に際して疑義を生じた場合、または軽微な変更を必要とする場合には、速やかに係員と協議し、係員の指示により施工すること。  
ただし、これらに於いて請負金額の増減はなきものとする。

提 出 書 類 工事監理者及び係員の指示する書類は、遅滞なく提出すること。  
本工事に使用する機器、材料等は、工事監理者及び係員の指示により見本品、カタログ等を提出し、承認を受けること。  
現況写真・施工写真・完成写真を提出する事。

一 般 事 項 官公庁その他への手続きは、受注者の負担で遅滞なく行うこと。  
施工箇所周囲に対する養生・清掃については十分にこれを行う事。  
工事による周辺への影響を最小限に留めるよう鋭意努力をすること。

工 期 本工事は、契約締結後、令和4年1月31日までを工期とする。  
ただし、検査期間として13日間を見込んでいる。

そ の 他 工事中、第三者への安全対策を十分に講ずる事。  
本工事に必要となる、工事用電力・工事用水等については、すべて受注者の負担とする。  
以下の設計図面は、A1版をA3版に縮小している。（縮小率50%）